

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課)

ページ
一

訓令

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

(税務課)

四

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年八月十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十九号の二

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。
附則に次の二条を加える。

(対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税の納税義務の免除等)

第七条 条例附則第二十三条第一項の規定による自動車取得税の納税義務の免除の適用を受けようとする者は、同項に規定する他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車を対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった日から十五日以内に、附則別記第七号様式による申請書を自動車税事務所長に提出しなければならない。

2 自動車税事務所長は、前項の申請書を受理した場合において、納税義務の免除を決定したときは、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

3 条例附則第二十三条第三項に規定する自動車取得税に係る徴収金の還付の申請書は、同条第一項の規定の適用があることとなった日から十五日以内に、附則別記第七号様式によつて自動車税事務所長に提出しなければならない。

4 自動車税事務所長は、前項の申請書を受理した場合において、還付すべき額を決定したとき、又は法附則第五十二条第五項の規定により当該還付すべき額を充当したと

きは、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に係る自動車税の納税義務の免除等)

第八条 条例附則第二十五条第一項の規定による自動車税の納税義務の免除の適用を受けようとする者は、条例附則第二十三条第一項に規定する他の自動車(条例第七十二条第一項に規定する自動車に限る。)の取得をした後に、対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつた日から十五日以内に、附則別記第七号様式による申請書を自動車税事務所長に提出しなければならない。

2 自動車税事務所長は、前項の申請書を受理した場合において、納税義務の免除を決定したときは、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

3 条例附則第二十五条第三項に規定する自動車税に係る徴収金の還付の申請書は、同条第一項の規定の適用があることとなつた日から十五日以内に、附則別記第七号様式によつて自動車税事務所長に提出しなければならない。

4 自動車税事務所長は、前項の申請書を受理した場合において、還付すべき額を決定したとき、又は法附則第五十四条第五項の規定により当該還付すべき額を充当したときは、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

様式目次中 第六号様式 生前一括贈与に係る代替農地等 附則第五条第八項 取得見込承認申請書

第六号様式 生前一括贈与に係る代替農地等 附則第五条第八項 取得見込承認申請書

第七号様式 対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に係る自動車税の納税義務免除(還付)申請書 附則第七条第一項及び第三項並びに附則第八条第一項及び第三項に改める。

附則別記第六号様式の次に次の一様式を加える。

第 7 号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (附則第 7 条、附則第 8 条関係)

受 付 印 年 月 日 自動車税事務所長様		住 所 (所 在 地)		処理事項	
		氏 名 (法人にあつてはその名称及び代表者氏名)			
		この申請書について応答する係氏名		電話番号	
対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税 ・自動車税の納税義務免除 (還付) 申請書					
区 分		新 た に 取 得 し た 自 動 車		対 象 区 域 内 用 途 廃 止 等 自 動 車 に 該 当 す る こ と と な っ た 自 動 車	
所 有 者 氏 名 (名 称)					
住 所 (所 在 地)					
登 録 番 号 (車 両 番 号)					
車 台 番 号					
種 別		普通・小型・軽			
主 たる 定 置 場					
営 業 用 ・ 自 家 用 の 別		営業用 ・ 自家用		営業用 ・ 自家用	
平成 23 年 3 月 11 日における車の所在地					
車の持出日・警戒区域設定指示解除日 (該当する場合のみ記載)				年 月 日 に 車 を 持 ち 出 し ・ 解 除 (い ず れ か に を つ け て 下 さ い)	
用途廃止日・引取業者に引き渡した日・解体日				年 月 日 に 車 を 用 途 廃 止 ・ 引 き 渡 し ・ 解 体 (い ず れ か に を つ け て 下 さ い)	
既に地方税法附則第 52 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定の適用を受けた代替自動車等がある場合		登録番号 (車両番号)		車 台 番 号	
その 他 必 要 事 項					
納税義務免除 (還付) を受けようとする金額				納付年月日 年 月 日	
		円			

- 備考 1 「対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつた自動車」欄には、警戒区域内にあつて用途の廃止等を事由として永久抹消登録等がされた自動車等について記載すること。
- 2 この申請書は、正副 2 通を提出することとし、正本には用途廃止等をした自動車を対象区域内用途廃止等自動車であることを証明する書類を添付すること。
- 3 代替自動車の自動車取得税について他の都道府県で既に納税義務の免除を受けている場合は、当該事実を証明する書類を添付すること。
- 4 印の欄は、記載しないこと。
- 5 第 15 号様式備考は、この様式について準用する。

